

暴走族をなくしましょう

暴走族は、深夜などにバイクなどで爆音を立てるなどの交通妨害はもちろんのこと、鉄パイプなどの危険物を振り回したり、窃盗や薬物に手を染めたり、皆さんの安全で安心なくらしに甚大な害を及ぼしています。皆さんの力で暴走族の根絶に努めましょう。

【暴走族追放3ない運動】

暴走を

「しない！ させない！ 見に行かない！」

勇気を出して一報を

- ・暴走族メンバーを知っている
 - ・不正改造車両の隠し場所を知っている
 - ・暴走族がよく集まる場所を知っている
- などは最寄りの警察署までご連絡をお願いします。

熊本中央警察署 ☎323-0110

熊本南警察署 ☎326-0110

熊本東警察署 ☎368-0110

熊本北合志警察署 ☎341-0110

(生活安全課 ☎328-2397)

社会を明るくする運動

無料

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

第68回熊本市推進大会

▶日時 7月3日(火) 午後1時10分～

▶場所 市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本市市民会館)

▶内容 講演「就労支援～再犯防止～(仮)」

▶申込み 当日直接会場へ

(生活安全課 ☎328-2397)

税・国保・年金

7月は固定資産税第2期の納期です

市税のお支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局でお申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページ

暮らしの中の人権 56

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識がある場合があります。就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実は極めて厳しい状況です。また、その家族の人権が侵害されることもあります。たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくればみんな同じ市民です。社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の意志ですが、周囲の方々の理解と協力が不可欠です。

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、「更生保護の日」である7月1日から1か月間を強調月間として「社会を明るくする運動」が推進されています。

立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりに皆さんもご協力をお願いします。

(人権推進総室 ☎328-2333)

をご覧ください。

(納税課 ☎328-2204)

市民税・県民税(個人住民税)の控除手続きをお忘れなく

平成30年度市民税・県民税(個人住民税)が課税されている方で、次の控除に該当する方は、申告すると税金が減額になる場合があります。

■控除の種類と対象

▶障害者控除(平成29年12月31日現在)

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ・常に病床に就いていて、複雑な介護を受けなければならない方(障害者控除対象者認定書が必要)
- ・65歳以上の方で、精神または身体に一定の障がいのある方(障害者控除対象者認定書が必要)

▶寡婦・寡夫控除(平成29年12月31日現在)

- ・夫と死別して、前年の合計所得金額が500万円以下の方
- ・夫と死別、または離婚して、扶養親族のいる方
- ・妻と死別、または離婚して、前年の合計所得金額が500万円以下で、扶養している子がいる方

▶医療費控除(①②のいずれかを選択)

- ①前年の医療費支払額(保険金などで補てんされる金額を除く)が、前年の総所得金額などの5%または10万円のいずれか少ない金額を超える方
- ②特定一般用医薬品など(スイッチOTC医薬品など)の購入費(保険金などで補てんされる金額を除く)が1万2千円を超える方(医療費控除の特例(※セルフメディケーション税制))

※平成30年度より新たに創設された制度。

▶その他 扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、雑損控除など

▶持参物 印鑑、控除の内容を証明するもの(障害者手帳、医療費の領収書、保険料納付状況確認書など)、本人確認ができるもの、個人番号が確認できるもの、納税通知書など

▶申告場所 区役所税務課

(課税管理課 ☎328-2195)

「熊本市市税納付案内センター」から市税の電話納付案内を行います

平成30年度の市税の未納者を対象に、本市が委託した民間事業者から電話による納付案内を行います。事情により納付が困難な場合は、区役所税務課(中央区は納税課)へご相談ください。

▶期間 7月2日(月)～来年3月30日(土)

※原則、平日午前9時から午後8時まで。土・日・祝日も必要に応じて実施します。

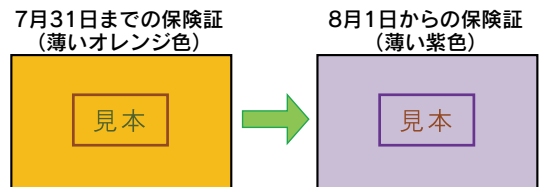
▶対象 市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の督促状発送者

▶委託先 (株)アイ・シー・アール

(納税課 ☎328-2204)

8月から国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。窓口での保険証更新手続きの案内が届いた方は、新しい保険証作成のために手続きが必要です。



詳しくは、区役所区民課へ。

国民健康保険の限度額適用認定証は更新手続きが必要です

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。更新が必要な方は7月2日以降に申請してください。保険料の支払いが滞っている場合、限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。

▶対象 税の申告が済んでいる方、70歳～74歳の方は、非課税の世帯または負担割合が3割負担の一部の世帯(課税所得(※1)690万円未満の世帯)

(※1)「課税所得」は総所得金額から各種税控除額を差し引いた額です。

■自己負担限度額(70歳未満)

区分	自己負担限度額		交付されるもの	
	3回目まで	4回目以降(※3)		
住民税課税世帯	基準総所得(※2)901万円超世帯	252,600円 総医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	140,100円	限度額適用認定証
	基準総所得(※2)600万超～901万円世帯	167,400円 総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	93,000円	
	基準総所得(※2)210万超～600万円世帯	80,100円 総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	44,400円	
	基準総所得(※2)210万円以下世帯	57,600円		
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証(※4)

(※2)「基準総所得」は同一世帯の全ての被保険者について、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額を合計したものです。

(※3)過去12か月以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合の自己負担限度額です。

(※4)住民税非課税世帯は、入院時の食事代も減額されます。

■自己負担限度額(70歳以上)

区分	自己負担限度額		交付されるもの	
	外来	入院+外来		
3割負担かつ課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	93,000円(※3)	限度額適用認定証	
3割負担かつ課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	44,400円(※3)		
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証(※4)
	低所得Ⅰ		15,000円	

(※3)過去12か月以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合の自己負担限度額です。

(※4)住民税非課税世帯は、入院時の食事代も減額されます。

▶持参物 国民健康保険証、印鑑、個人番号カード(お持ちの方のみ)

▶申込み 区役所区民課、総合出張所へ

※郵送不可。詳しくは、区役所区民課へ。